

容器包装廃棄物に係わる分別収集計画

令和5年度～令和9年度

三重県いなべ市

目 次

1. 計画策定の意義.....	2
2. 計画の基本的方向.....	2
3. 計画期間.....	3
4. 対象品目.....	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） ..	4
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	5
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分（法第8条第2項第3号）	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	8
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	9
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	10
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） ..	11
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	11

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

近年のごみ量の増加、ごみ質の多様化は、焼却施設に多大な負担をかけ、最終処分場の残余容量の減少及び最終処分場用地の確保難という問題が生じ、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は極めて深刻なものとなっている。一方では、環境保全・資源保護等への関心の高まりから、従来の「燃やして埋める」ごみ処理よりも、「ごみの減量化及び資源化」が求められている。

本計画はこのような現状のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、焼却ごみ、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本分別収集計画の実施において、市民の役割や負担は大きく、また市民の協力は不可欠である。本計画を策定することは、市民・事業者が廃棄物行政の担い手である意識を持ち、自ら問題解決へ行政と共に歩み、また、使い捨て、大量消費型の生活スタイルそのものを見直し、廃棄物循環型社会システムを築いていくための基盤となる。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、廃棄物循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみ排出抑制、リサイクルを基本としたまちづくり。
- ・ すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化実施にあたり、市民・行政・事業者が適切な役割分担の下でそれが積極的に行動する。
- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制、再利用、分別収集、再商品化と段階を追って積極的に推進し、再商品化して得られたものについても積極的に利用に努め、循環型社会システム構築の基盤とする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、スチール製容器、アルミ製容器、紙パック、段ボールを対象とする。

また、本計画において、容器包装廃棄物の各名称を下表のとおりとする。

容器包装リサイクル法による名称	本計画で用いる名称
主としてガラス製の容器であって、無色のもの	無色ガラス
主としてガラス製の容器であって、茶色のもの	茶色ガラス
主としてガラス製の容器であって、無色又は茶色以外のもの	その他ガラス
主として紙製のもの	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製のもの	その他プラスチック製容器包装
主として鋼鉄製のもの	スチール製容器
主としてアルミ製のもの	アルミ製容器
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製のもの	段ボール

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位: t /年)

項目/年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	600	600	600	600	600

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

(単位: t /年)

区分/年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
無色ガラス	80	80	80	80	80
茶色ガラス	70	70	70	70	70
その他ガラス	15	15	15	15	15
その他の紙容器包装	30	30	30	30	30
ペットボトル	60	60	60	60	60
その他プラスチック製容器包装	265	265	265	265	265
スチール缶	25	25	25	25	25
アルミ缶	40	40	40	40	40
紙パック	2	2	2	2	2
段ボール	13	13	13	13	13
合計	600	600	600	600	600

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施検討する。なお、実施にあたっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 市における方策

①教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育や、ごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、市民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

②過剰包装の抑制

商工会との協力により、簡易包装協力店指定制度や優良店表彰制度等を導入するなど、小売店舗等での包装の簡素化を推進する。

③買い物袋持参の徹底

買い物袋、かご（マイバック等）持参運動を推進し、啓発・指導を行い、小売包装、レジ袋の抑制を行う。

④リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売を促進する。

(2) 市民における方策

①資源ごみ分別排出の徹底及び集団回収の利用促進

家庭から排出される容器包装廃棄物を資源化し、再利用できるものの分別を徹底し、資源収集団体助成制度を活用し、集団回収の積極的な利用を心がける。

②過剰包装の自粛

小売店舗等での過剰な包装は断り、また買い物袋等の持参を積極的に行い、包装用紙の量の削減を心がける。

③再商品の利用促進、使い捨て品の使用抑制

使い捨て商品の購入を控え、再利用、再使用できる商品及び再生品の選択、購入、使用を心がける。

(3) 事業者における方策

① 発生源における方策

再生できる、再生しやすい商品及びごみにならない商品の開発に努める。

② 容器包装廃棄物の発生抑制

小売店舗簡易包装を促進し、ポスターや簡易包装シール等で消費者への理解を深める。

③ 再生原料使用商品の販売促進

小売店舗等で再生商品コーナーを設け、消費者の再生商品に対する認識を深め、販売促進に努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市の収集機材等を勘案し、収集に係わる分別の区分は下表中欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係わる分別の区分	分別収集の実施時期
主としてガラス製の容器であって、無色のもの	無色ガラス	平成9年度から実施
主としてガラス製の容器であって、茶色のもの	茶色ガラス	
主としてガラス製の容器であって、無色又は茶色以外のもの	その他ガラス	
主として紙製のもの	その他の紙容器包装	平成23年度から実施
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	平成12年度から実施
主としてプラスチック製のもの	その他プラスチック製容器包装	平成19年度から実施
主として鋼鉄製のもの	スチール缶	平成9年度から実施
主としてアルミ製のもの	アルミ缶	
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	
主として段ボール製のもの	段ボール	

8. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位: t /年)

項目/年度	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
無色ガラス	合計 80									
	引渡量 0	独自処理量 80								
茶色ガラス	合計 70									
	引渡量 0	独自処理量 70								
その他ガラス	合計 15									
	引渡量 0	独自処理量 15								
その他の紙容器 包装	合計 30									
	引渡量 0	独自処理量 30								
ペットボトル	合計 60									
	引渡量 0	独自処理量 60								
その他プラスチック製容器包装	合計 265									
	引渡量 0	独自処理量 30								
スチール缶	25		25		25		25		25	
アルミ缶	40		40		40		40		40	
紙パック	2		2		2		2		2	
段ボール	13		13		13		13		13	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

ビン

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

紙製容器包装

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

ペットボトル

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

プラスチック製容器包装

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

缶

直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、過去5年間の推移を基に勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
45,801人 (対前年度比)	44,621人 (対前年度比)	44,442人 (対前年度比)	44,264人 (対前年度比)	44,086人 (対前年度比)
99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別の区分に従い、分別の実施者について記載する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
無色ガラス	無色ガラス	ステーション回収	あじさいクリーンセンター
茶色ガラス	茶色ガラス		
その他ガラス	その他ガラス		
その他の紙容器包装	雑誌	官民協働による拠点回収	粗大ごみ場 リサイクルセンター 民間業者
ペットボトル	ペットボトル	ステーション回収	あじさいクリーンセンター
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
スチール缶	スチール缶		
アルミ缶	アルミ缶	ステーション回収 官民協働による拠点回収	粗大ごみ場 リサイクルセンター 民間業者
紙パック	紙パック		
段ボール	段ボール	官民協働による拠点回収	粗大ごみ場 リサイクルセンター 民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物を分別収集するために、排出段階、収集段階について整備を行う。

分別収集の用に供する整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係わる 分別の区分	収集容器
無色ガラス	無色ガラス	プラスチックコンテナ
茶色ガラス	茶色ガラス	
その他ガラス	その他ガラス	
その他の紙容器包装	雑誌	紐かけ梱包
ペットボトル	ペットボトル	網かご
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋
スチール缶	スチール缶	網かご
アルミ缶	アルミ缶	
紙パック	紙パック	プラスチックコンテナ
段ボール	段ボール	紐かけ梱包

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備する。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

(2) その他必要と考えられる事項

- ①市民啓発事業の実施
- ②容器包装廃棄物分別排出優良地区及び功労者の表彰
- ③廃棄物減量等推進員制度の導入